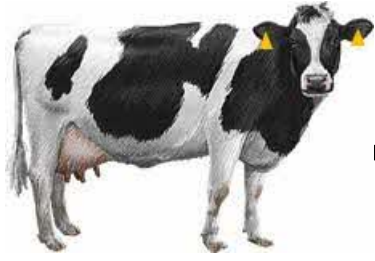


# 家畜衛生 そらや



宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738  
枝幸郡浜頓町緑ヶ丘8丁目3番地  
電話 01634-2-2106  
FAX 01634-2-4340

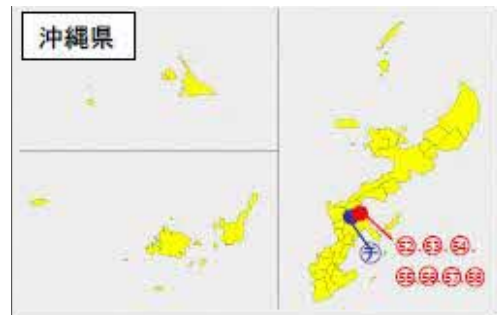
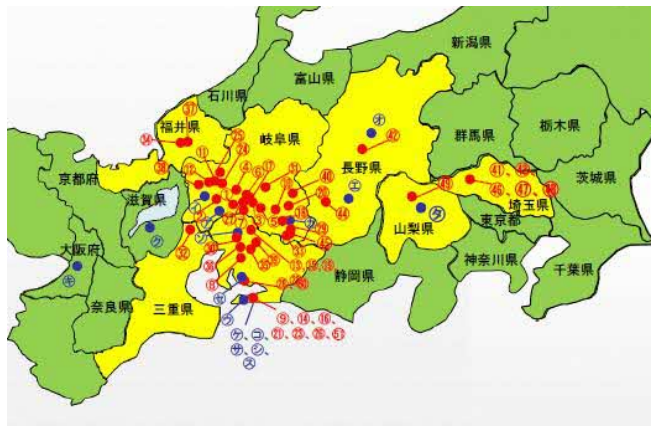
## 《 もくじ 》

- 豚熱 (CSF) について .....1
- 海外悪性伝染病について .....2
- 令和2年度 家畜伝染病予防法第5条  
に基づく検査計画 .....3
- 家畜伝染病予防法の一部改正について .....3
- 安心・安全な生乳の生産・流通に  
ご協力下さい .....4
- 令和2年度 病性検定手数料一覧 .....4
- 病性検定を依頼するときのお願い .....5
- 令和2年度 ヨーネ病自主検査日程 .....6
- 新人紹介 .....6
- 職員体制と緊急連絡先 .....6



## 豚熱(CSF)について

2018年9月以降、国内では、10府県の養豚農場においてCSFの発生(58事例)が確認されています。本州では令和元年秋より予防的ワクチンの接種を開始し、新たな発生は概ね抑えられている状況ですが、現在もCSFに感染した野生いのししが確認されているため、引き続き警戒が必要であると考えられます。



令和2年4月14日現在

●：発生農場 ●：関連農場・と畜場

まん延防止のため、農林水産省が指定したCSFワクチンを予防的に接種できる対象地域は以下の都府県となっています。原則、CSFワクチン接種農場から生きた豚や精液等の移動はできませんので、導入する場合は、導入元農場のワクチン接種状況等について、よくご確認ください。

岐阜県	愛知県	三重県	福井県	富山県	石川県
長野県	群馬県	滋賀県	埼玉県	静岡県	山梨県
神奈川県	東京都	京都府	新潟県	奈良県	茨城県
栃木県	千葉県	沖縄県	大阪府	和歌山県	兵庫県



# 海外悪性伝染病について



## アフリカ豚熱 (ASF)

2018年8月、中国でアジア初となるASFの発生が確認され、その後、アジア各国に感染が拡大しています。

現在のところ、国内での発生はありませんが、海外からの渡航客が持ち込んだ**携帯品(豚肉製品)**からASFウイルス遺伝子が検出される事例が多数あり、発生リスクは高まっている状況です。

中国、ベトナムなど、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域からの肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。外国人技能実習生等を雇用している農場は**母国からの国際郵便などによる豚肉製品等の畜産物を持ち込まないように**指導願います。



禁止品の例



## アフリカ馬疫

2020年3月、タイにおいて初めてのアフリカ馬疫が発生し、これまでに500頭以上の馬が死亡しています。

アフリカ馬疫とはアフリカ大陸を常在地とし、ヌカカなどの吸血昆虫が媒介するウマ科動物の伝染病です。重度の肺炎や循環障害を起こし、高致死率(70~90%)で死亡します。有効なワクチン・治療法はなく、発生した際には早期の摘発・とう汰が重要です。



## 高(低)病原性鳥インフルエンザ

平成30年1月以降、国内の家きんにおける本病の発生はありません。しかし、前シーズンでは4県において野鳥からの低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

また、アジア各国を含む世界の様々な地域でも発生が報告されていることから、本病ウイルスの侵入リスクは未だ高い状況にあると考えられます。



## 口蹄疫

近隣諸国では、依然として口蹄疫の発生が継続しており、いつまた国内での発生があってもおかしくありません。また、口蹄疫ウイルスは非常に感染力が強いため、発見・通報が遅れると、容易に感染が広がる恐れがあります。飼養者の皆様につきましては、引き続き、**飼養衛生管理基準の遵守と特定症状の早期発見・早期通報の徹底**をお願いします。



泡沫性のよだれ



口唇: 破れた水ぶくれ



口腔: 破れた水ぶくれ



乳頭: 水ぶくれ



# 令和2年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査計画



令和2年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査は、次のとおり計画しています。  
該当の市町村の飼養者と関係機関の皆様には、安全で円滑な検査へのご協力をお願いします。

検査の種類	検査対象		当該市町村	予定時期
牛のヨーネ病	乳用牛	24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛	稚内市	9～12月
	肉用牛	24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛		
	種雄牛	種付けの用に供する雄牛	稚内市 猿払村 枝幸町	6～7月
牛の伝達性海綿状脳症	死亡牛	通常の死亡牛（96か月齢以上） 起立不能牛（48か月齢以上） 特定症状牛（全月齢）	管内一円	通年
高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザ	採卵鶏	家きん100羽以上（だちょうの場合は 10羽以上）を飼育する農場で、家畜保 健衛生所長が指定するもの	稚内市	11月
腐蛆病	蜜蜂	定飼及び転飼している全蜂群	管内一円	8月



## 家畜伝染病予防法の一部改正について

家畜伝染病予防法が一部改正され、令和2年4月3日に公布されました。

今回の改正内容には、飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充や野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置、輸出入検疫制度の強化等が含まれています。

家畜の所有者の皆様に関わる主な改正点は次のとおりですので、改正内容についてご承知いただくとともに、引き続き飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

### ◆ 家畜の所有者の責務の明確化（施行日：令和2年4月3日）

#### 【法第2条の2 家畜の所有者の責務】

- ・家畜の所有者は、家畜の伝染病発生の予防とまん延を防止することについて、第一義的責任を有していること
- ・家畜の所有者は、家畜の伝染病の発生の予防とまん延を防止するために必要な知識と技術の習得に努め、飼養衛生管理等を適切に実施すること

### ◆ 飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充（施行日：令和2年7月1日）

#### 【法第8条2 衛生管理区域における消毒設備の設置等の義務】

- ・家畜の所有者は、衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置
- ・衛生管理区域に出入りする人、車両の消毒
- ・衛生管理区域に持ち込みまたは区域外に持ち出す物品の消毒

#### 【法第12条の3の2 飼養衛生管理者】

- ・家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任
- ・飼養衛生管理者は、従業員等、衛生管理区域に出入りする者を管理し、飼養衛生管理基準の周知と教育、訓練を行う
- ・家畜の所有者は、飼養衛生管理者に必要な研修を受けさせる等、知識と技術の習得・向上が図れるよう努める

詳細は農林水産省の  
ホームページを  
ご覧ください



# 安心・安全な生乳の生産・流通にご協力下さい



宗谷管内では、平成29年度以降、生乳の抗菌性物質残留事故が急増し、令和元年度は、**発生件数が11件と過去10年間で最多**となりました。原因については、例年同様、**マーキングの失宜や見落とし、作業者間の情報共有不足等**が大半を占めており、ほとんどが**うっかりミス**によるものでした。今年度は、現在のところ発生はありませんが、例年、**農業繁忙期（5～10月）**に多発していますので、安心・安全な生乳の生産・流通のため、**残留防止対策を徹底**するようお願いします。

## 残留防止対策の留意事項

- ★ **マーキング**は、良く見える場所にはっきりと**2カ所以上**行いましょう！
- ★ 投薬した場合は**記録**を残し、**作業者全員**で情報を共有しましょう！
- ★ 搾乳前に**投薬記録**と**マーキング**を必ず確認しましょう！
- ★ 検査キット等を用いた「**生乳出荷前の自主検査**」の導入を検討しましょう！

### 【抗菌性物質の残留事故発生状況】

年度	発生件数					
	管内			全道		
	生乳	畜肉	その他	生乳	畜肉	その他
平成28年度	3	0	0	72	7	鶏卵1
平成29年度	8	0	0	66	7	0
平成30年度	9	0	0	61	5	0
令和元年度	11	0	0	55	6	蜂蜜1

### 【主な残留原因（令和元年度）】

項目	延件数
マーキングの失宜 (未実施、マークバンド外れ、スプレー不鮮明等)	5
マーキングの見落とし	7
マーキングの見間違いによる誤治療 (別の牛を治療)	3
作業者間の情報共有不足 (投薬者から搾乳者への連絡なし)	4

複数項目が関連している場合が多いです！



## 令和2年度 病性検定手数料一覧

令和2年（2020年）4月1日より、病性検定手数料が改定されました。  
病性検定を依頼する際は、改定単価を充分にご確認いただくようお願いします。

項目	改定単価
病理解剖検査	4,580
鏡検	770
一般培養	1,120
特殊培養	3,380
一般血清反応検査	780
特殊血清反応検査	3,070
病理組織学的検査	2,520
一般理化学的検査	1,300
特殊理化学的検査	3,160

項目	改定単価
特殊遺伝子学的検査	5,950
総合病性検定	7,430
総合病性検定(病理解剖検査を伴う)	8,520
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010
証明書	500
特別診断(100km未満)	5,670
特別診断(100km以上)	11,340
焼却	24,550


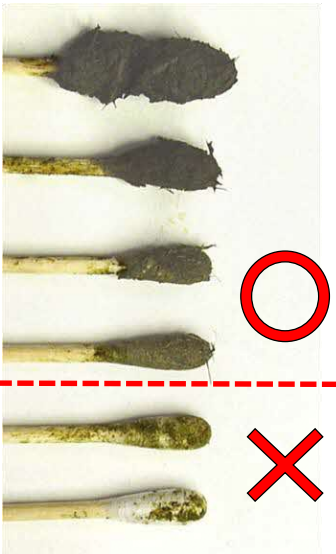

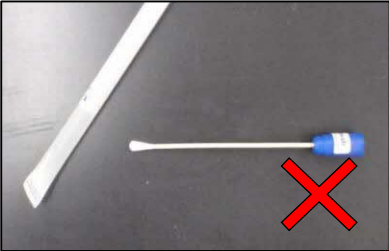



# 病性検定を依頼するときのお願い

- 1 事前の連絡：試薬準備や人員調整のために、事前連絡をお願いします
- 2 必要な書類：検査依頼票とカルテ写し（必要に応じて）
- 3 検査目的と必要な検査材料 （下表の検査目的は一例です）

検査目的	材料	→ 検査できる項目	注意点
コーネ病	血清 糞便	→ 抗体検査 → 遺伝子検査、培養検査	抗体検査は6カ月齢から
牛白血病	血清 全血-EDTA 血液塗抹	→ 抗体検査 → 白血球数、白血球百分比、遺伝子検査 → 白血球百分比（異型リンパ球の確認）	百分比を依頼する際は血液塗抹標本の送付必須
BVD	全血-EDTA 血清	→ 遺伝子検査、ウイルス分離 → 遺伝子検査、ウイルス分離、抗体検査	6カ月齢未満は血清ではなく全血
呼吸器病原因検索	鼻汁 血清 糞便	→ 細菌・ウイルス・マイコプラズマ検査 → 抗体検査 → 牛肺虫検査	鼻汁（鼻腔スワブ）は3本以上
下痢原因検索	糞便	→ 細菌・ウイルス・内部寄生虫検査	糞便の量はピンポン球大
流死産原因検索	胎子・胎盤 母牛血清	→ 細菌・ウイルス・病理検査 → 抗体検査	新鮮な材料を

## 4 採材時のポイント

糞便		鼻汁
下痢原因検索など	サルモネラ検査	呼吸器病原因検索
 ピンポン球大の直腸便	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; margin-bottom: 5px;">感染疑い時はピンポン球大を</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; margin-bottom: 5px;">健康確認時は綿棒で可</div> 	 1 細菌検査用 2 ウイルス検査用 3 マイコプラズマ検査用 鼻腔スワブは3本必要！
 綿棒では足りません！	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; margin-top: 5px;">乾燥はNG！ 滅菌生食等で乾燥防止</div>	



# 令和2年度 ヨーネ病自主検査日程

検査対象：6か月齢以上

	受付締切日	検査日
6月	9日(火)	10日(水)
	23日(火)	24日(水)
7月	7日(火)	8日(水)
	21日(火)	22日(水)
8月	4日(火)	5日(水)
	18日(火)	19日(水)
9月	1日(火)	2日(水)
	15日(火)	16日(水)
	29日(火)	30日(水)
10月	13日(火)	14日(水)
	27日(火)	28日(水)

	受付締切日	検査日
11月	10日(火)	11日(水)
	24日(火)	25日(水)
12月	8日(火)	9日(水)
	17日(木)	18日(金)
1月	6日(水)	7日(木)
	19日(火)	20日(水)
2月	2日(火)	3日(水)
	16日(火)	17日(水)
3月	2日(火)	3日(水)
	16日(火)	17日(水)



## 新人紹介

予防課 獣医師 大塚 円花 (おおつか まどか)



5月より新規採用で、宗谷家畜保健衛生所に勤務している大塚円花です。今はまだ、先輩のご指導を飲み込むことだけで手一杯になっている段階ですが、少しでも早く家畜保健衛生所職員として、宗谷の畜産に役立てられるよう努力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします！



## 職員体制と緊急連絡先

### 宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長 菅野 宏  
次長 黒澤 篤

#### 予防課

予防課長 横井 佳寿美  
主査(危機管理) 稲垣 華絵  
専門員 原 希和子  
獣医師 井澤 将規  
獣医師 津坂 健晃  
獣医師 大塚 円花

#### 指導課

指導課長 倉林 伸明

【電話】 01634-2-2106 (平日)、090-9522-0431 (土日・夜間・祝日)  
【FAX】 01634-2-4340  
【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp  
【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>